

すみれが丘町内会 細 則

(目的)

第1条 この細則は、すみれが丘町内会会則に基づき、本会の運営及び会務の執行について、会則に定めのない補足事項を定めることを目的とする。

(弔慰金 会則第20条)

第2条 会員又は同居の家族が死亡したときは、香典等として5,000円を贈る。なお、役員が死亡した場合は香典等として10,000円及び生花を贈る。

(町内会活動費用 会則第21条)

第3条 町内会活動に伴う通信費等の費用に充てるため、役員には一人当たり年間3,000円を支給する。

(総会の書面表決 会則第11条)

第4条 1 やむを得ず災害等で総会への参加が難しい場合、組長はあらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
2 前項の場合における会則第11条の規定の適用については、その組長は出席したものとみなす。

付 則

本細則は、平成21年4月19日より施行する。

平成28年4月24日一部改定

令和3年4月25日一部改定

会 則 抜 粋

第11条 総会は、毎年4月に会長が招集する。ただし、役員会が必要と認めたとき、又は会員の3分の1以上の要求があったときは、臨時総会を招集しなければならない。
総会は、委任状を含め組長の過半数の出席により成立する。

第20条 会員又はその家族の死亡に際しては、弔慰金を贈る。その額は役員会の議を経て定める。

第21条 町内会活動に必要な会合への出席及び費用は、役員会の議を経て定める。